

独立行政法人大学入試センター参与設置規則

〔平成19年2月22日〕  
規則第2号

改正 平成22年7月29日規則第36号

改正 令和2年3月31日規則第69号

独立行政法人大学入試センター参与設置規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)に、参与を置くことができる。

(任務)

第2条 参与は、理事長の命を受け、センターの業務のうち特定の事項について処理し、又は関係教職員に助言を行う。

(委嘱)

第3条 参与は、大学入学者選抜方法の改善、大学入学共通テストの実施に関し、優れた知識・経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(参与の任期)

第4条 参与の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中になる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(庶務)

第5条 参与に係る庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年2月22日から施行する。

附 則(平成22年7月29日)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。